

令和 2 年 第 1 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和2年1月23日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

令和2年1月23日(木) 午後3時30分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(3名)

4番 井口 英昭	17番 小松 由喜一	24番 宮下 修
----------	------------	----------

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第6号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

議案第7号 農用地利用集積計画の策定について(売買)

議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項 農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について(令和元年度変更分)

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣

次 長 大野 秀悟

主 任 出口 大悟

主 査 井上 幸代

○ 閉会

午後4時30分

午後 3 時 3 0 分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年第 1 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長

(堺澤 豊君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

年が明けて初めてお行き会する皆さんもおりますので、改めておめでとうございます。今年も一年よろしく願いいたします。

さて、今日は御覧のように雨降りなんです、1 月になってからずっと、温暖化の影響で雪がないし、それから気温も高いということで、非常に困惑している皆さんもおるのかなと。特に、雪が降らないんで除雪関係の仕事を請け負っている皆さんたちが、やっぱり全然仕事がないというようなことで大変な状況になっております。スキー場関係も雪がないんでお客さんがほとんど来ないと。温暖化の中では、やっぱり、今日のテレビでやっていましたけれども、三浦半島あたりの大根がどんでかくなっちゃって廃棄処分をしなければいけないと、そんなような状況がずっと続いているわけです。全体的に野菜の価格も随分安くなってきておる状況にあるんですが、ただ、この裏返しは必ずあるのかなと、そんなように思っていますし、2 月 3 月も、いずれにしても気温が高いとは言われておるんですが、非常に心配をしなければいけない状況なのかなというふうに思っております。

さて、来月 3 日の日に駒ヶ根市の営農センターの小委員会があつて、今年度の米の各集落への配分が営農センターの小委員会で決定されます。それを受けて 7 日の日に各集落の営農組合長さんたちに集まっていただいて各集落への配分を、今年の中では約 6 町歩の減反を増やさなきゃいけないと、そんな中で、加工米、あるいは備蓄米等の取り組みもどうしていくかなあと、そんな状況で、まさに来月に入りますと春の作業が始まる、そんな時期を迎えております。

今日は、後、28 日に杉本市長が退任をされます。もうあと 5 日くらいなんです、農業委員会として大変お世話になっておりますので、市長の送別会も兼ねての計画をしておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、本日、議案の中で、後ほど事務局から説明がありますが、営農型太陽光の発電の案件が出てまいっております。これについての対応を協議いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

大変御苦労さまです。

局 長 (竹村 正宣君)
ありがとうございました。
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を6番 小原茂幸委員、お願い
します。

6 番 (小原 茂幸君)
それでは、改めて新年おめでとうございます。(一同「おめでとうございます」)
本年もよろしくお願いいたします。
ちょうどぎりぎりです。下伊那の議員研修、これに飯田市、駒ヶ根市、伊那市が
入っていて、座光寺にあるエス・バード、元長姫ですかね、今、県の所轄になっ
て飯田市でやっていますけれども、そこで研修会がありまして、途中を抜けてき
たんですけれども、ちょうどぎりぎりになってしまいました。
ちまたでは、選挙、市長選、そしてまた補欠選、にぎやかです。ちょうど議
会関係では、おととい長野県市議会議長会というのが駒ヶ根市でありまして、
19市ありまして年に2回ずつやるので9年に1回駒ヶ根市に回ってくるって
いう部分がありまして、アイパルで総会、そして意見交換会、懇親会を行いま
して、昨日はJICAと、それから泰成さん、万協フロアの新しい工場を見学
させていただきました。その後、ちょうど今度は長野県議会の研修が県のほう
でありまして、2時間ぐらいで飛んで行って、また帰ってきたということで、
ちょっと毎日忙しくしております。交通事故に気をつけてということと、また、
新しい市長になってくると方針が変わってくると思いますけれども、住みよい
駒ヶ根市、安全・安心な駒ヶ根市、それから持続可能な駒ヶ根市、その中には
農業分野や環境分野が大きく関わってきております。また同じ方向を向いて頑
張っていききたいということで、よろしくお願いいたします。
それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章、お願いします。
〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕(一同起立)
〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕(一同着席)

会 長 (堺澤 豊君)
それでは、これより令和2年1月6日付、告示第10号をもって招集した令
和2年第1回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数19名、ただいまの委員出席数17名、法第27条第3項の規定によ
り本会議は成立しております。
4番 井口英昭委員、17番 小松由喜一委員、24番 宮下修推進委員より欠
席の旨の届け出がありました。
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において5番 田村進委員、6番 小原茂幸委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

計画変更-1で示した場所になります。

本申請地でございますが、11月の委員会において計画変更及び5条申請について御説明をさせていただき、御承認をいただいている場所でございますが、11月の申請につきましては諸事情により申請が取り下げとなりまして、今月、改めて事業者及び目的が変更になって申請がありましたので、御承知おきください。

北割2区、 の南2筆694㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地及び俳句・琴教室用地。

変更理由でございますが、当初計画は住宅用地及び俳句・琴教室用地として使用する予定であったが、家庭の事情により計画が実行できなくなってしまった、承継計画は、不動産業を営んでいる承継者が当地は周囲の状況などから住宅用地として最適であると考え建て売り住宅建築のため転用したいというものでございます。

同日、5条申請がございますので、後で説明させていただきます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

計画変更-2で示した場所になります。

町4区、 の東1筆330㎡になります。

1ページにお戻りください。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は住宅を建築する予定であったが、家族が仕事の都合で から へ帰ってくるができなくなり計画が実行できなくなってしまった、新たな計画では、現在賃貸アパート住まいである承

継者が住宅を建築したいと考え、住宅建築のため転用したいというものでございます。

以上2件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番の所ですが、[]の[]寄りのところです。先ほども事務局から説明がありましたが、11月に一応承認積みということで、ここに2軒ログハウスが建たるということでしたが、このような事情の下に[]さんが肩代わりするような形になって建て売り住宅を建てるということで、周り、公園から始まって住宅街の宅地造成された部分ですので、特に問題はないと思います。

10番 (堀 敏君)

2番です。現地は[]地籍の新興住宅地がどんどんと建たっている場所の中になります。

理由につきましては、ここに書いてございますように、息子さんが[]におられて、将来Uターンして帰ってきたときに住宅を建てると、こういう目的で確保してあった土地のようですが、帰ってこられなくなってしまったということで、今回、改めて申請をするという案件であります。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、1点お聞きします。1番の案件、これ許可されたのは平成9年ということになっているけれども、それからすると、もう20年以上たっているということなんで、だから、そういう長い案件っていうのは、もう許可を出してあるけれども対応できていない案件っていうのはどのぐらいあるんですか。

主 任 (出口 大悟君)

すみません。正確な件数につきましては調べてみないとわからないんですけども、少なからず駒ヶ根市内には同じように転用の許可を取ってから実行していないものが複数あります。多数あると思われま。

会 長 (堺澤 豊君)

いずれにしても、これ、ある時期で指導はしていかないと、大体20年も25年もずっとそのままになっているっていうのはまずいじゃないかと思ひます。ほかに。

会長 (堀澤 豊君) 「なし」と呼ぶ者あり
なければ、議案第1号について原案どおり決定することに御異議ございませんか。

会長 (堀澤 豊君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
それでは議案書3ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1件でございます。
場所につきましては4ページ左側を御覧ください。
3-1で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXXの西3筆1,749㎡になります。
3ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は相続した農地であるが市外に住んでおり管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。
以上1件について御審議をお願いいたします。

会長 (堀澤 豊君)
地元委員の補足説明をお願いします。

11番 (西村 功君)
この土地につきましては、譲り受けるXXXXXXさんが長年にわたって土地の草刈り等、管理していたということで、今回、XXXXXXさんが取得して耕作することになりますので、特に問題はないと思います。

会長 (堀澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

会長 (堀澤 豊君) 「なし」と呼ぶ者あり
なければ、議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

会長 (堀澤 豊君) 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議になしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)
それでは議案書5ページをお開きください。
農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。
場所につきましては6ページの左側を御覧ください。
4-1で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXXの西2筆145㎡になります。
5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、庭となっております。
理由でございますが、申請人は平成27年に相続した農地であるが、調べたところ70年以上前より住宅用地として利用してきたようであり、農地法の手続をとっていないことが判明したため、今回手続を行い住宅敷地として利用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては3種、上下水道管理設、近くにXXXXXXとXXXXXXありということでございます。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (堀澤 豊君)
地元委員の補足説明をお願いします。

11番 (西村 功君)
図面を見ていただいで分かるように、前の議案の第2号議案に隣接をする、囲まれたといいますか、その住宅地になりますけれども、今、事務局から説明があったような現況にあると判断しますので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第3号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書の7ページをお開きください。
農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計7件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては9ページの左側を御覧ください。
5-1で表示した場所になります。
北割2区、 の南2筆694㎡になります。
7ページにお戻りください。
申請目的でございますが、建て売り住宅が2棟。
理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり、当地が周囲の状況などから住宅用地として最適であると考え、建て売り住宅建築のため当地を取得したい、譲渡人は、当初別目的で転用許可を受けているが、家庭の事情により計画が実行できなくなり譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、平成9年9月12日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。
続きまして2番となりますが、場所につきましては9ページ右側を御覧ください。

さい。

5-2 で表示した場所になります。

北割2区、XXXXXXXXXXの西3筆 603 m²になります。

7ページにお戻りください。

こちら、資料のほうですが、工期の欄、工期の終わりの箇所が空欄となっておりますが、現時点で工期の終わりの期間が把握できておりませんでして空欄となっております。こちらのほうは、事務局のほうでしっかり確認したいと思います。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、それぞれ住宅の建築を計画しており、同じ敷地内に居住したいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は親から相続した農地であるが県外に住んでおり管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては10ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

今回の申請は店舗敷地の拡張となりますが、斜線部分が既存の店舗敷地となります。

小町屋区、XXXXXXXXXXの東1筆 47 m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、店舗用地。

理由でございますが、借受人は隣接地にて店舗を所有しており、敷地が狭く不便であるため店舗用地として当地を使用したい、貸付人は高齢であり、農業を継続することが困難であり借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となりますが、場所につきましては10ページ右側を御覧ください。

5-4 で表示した場所になります。

小町屋区XXXXXXXXXXの東3筆 1,353 m²になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲3区画となります。

理由でございますが、譲受人は宅地分譲地を探していたところ、当地は駅に近く公共施設の周囲にあるなど最適な場所であると考え当地を取得したい、譲

渡人は高齢であり、農業を継続することが困難であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては11ページ左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の南東1筆1,953㎡になります。

こちら、申請地の北側に斜線部分がございますが、こちらの斜線部分も含めて一体的な計画となります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲5区画となります。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでいるが、当地は利便性が高いと考え、造成工事を行い販売するため当地を取得したい、譲渡人は高齢ということもあり農業規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-6で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]西1筆330㎡になります。

7ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在賃貸アパート住まいであるため住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は以前転用許可を受けているが家庭の事情により実行できなくなり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振地域内の農用地区域内で、農地区分としましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]と[REDACTED]ありということでございます。

続きまして8ページを御覧ください。

7番となりますが、場所につきましては12ページ左側を御覧ください。

5-7で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の東1筆619㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現住居の老朽化及びより落ち着いた環境での生活を希望しているなどの理由から住宅の移転を計画し当地を取得したい、譲渡人は高齢のため耕作が困難であり譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振地域内の農用地域内で、農地区分としましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

以上7件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明を1番から順次お願いいたします。

6 番 (小原 茂幸君)

1番は、先ほども説明しました■■■■の■■■■に寄ったところであります。説明ですが、宅地造成がされて、そのまま置いていかれた所ということで、今回、家庭の事情によりということなんですけれども、■■■■さんが建て売りを建てるということで、特に問題はないと思います。

それから2番は、■■■■のすぐ西側になります。北割2区の■■■■の地積でありますけれども、■■■■さんの南隣ということで、第1種住居地域であり、何も作られていなかった所です。周りも住宅街でありますので、特に問題はないと思います。

2 番 (赤羽 明人君)

それでは3番のほうですけれども、■■■■のほう、4番と続けてありますけれども、3番のほう、ここは店をやっているんですけれども、急に今月の10日の日に行って現地確認してきました。ちょっと場所的に低くなっているところで、特に4番のほうもそうですけれども、ここを造成して、その一部を店舗にして使いたいということでした。特に問題ないかなあとと思います。

10番 (堀 敏君)

5番です。現地は、バイパスの■■■■に■■■■がありますけれども、あれの東側の土地でございます。ここ数年、耕作がされていなかったようであります。現地は、非常に今いろんな店ができたり住宅ができたということで、宅地化、商業地化されているところでありますので、本件の申請については特に問題ないというふうに考えます。

6番ですが、先ほど冒頭に話がありました案件でございます。要するに、息子さんのために当地を確保して、将来住宅を建てようということで考えていたんですが、帰ってこられないという事情があつて、今回譲渡するという案件で、特に問題ないと思います。

7番につきましては、これも今の6番とほぼ同じ、近くにある農地でございます。住宅化が進んでおります。現在は■■■■が借りてカボチャを

作ってございましたけれども、今回、地主さんのほうから売りたいという話がありまして、仕方ないということで、特に問題ないと思います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 1 番 (西村 功君)

7 番の価格ですけど、売買の価格、個別にそれぞれ事情があって単価設定されるものであれなんですけど、ちょっと周辺に比較するとかなり単価が高いと感じるんですけど、これは㎡単価ということでよろしいんですね。

主 任 (出口 大悟君)

申請書のほうには㎡当たりの単価ということで……。ちょっとお待ちください。——ちょっと申請書のほうには㎡当たり XXXXXXXXXX 円という記載があるんですが、ちょっと今、もしかすると坪当たりの記載間違いの可能性もありますので、ちょっと確認して後ほど御報告します。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、後で確認して報告してください。

主 任 (出口 大悟君)

はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

1 3 番 (宮澤 辰夫君)

2 番についてですけれども、特にここは学校の近くで問題はないとは思いますが、非常に人通りの多いところでもって、農業委員会に案件が出てくる前から既に畑が宅地に造成されて、それで今ももう仕事に入っておるんですけども、一応、大勢の人が目にする場所だもんで、期限だけはきちんと守って、許可されたことは許可されたなりきの動きをしてもらったほうがいいと思うんですけど、ちょっと苦情ですけれども。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、その点について指導してください。

主 任 (出口 大悟君)

はい。わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第4号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第5号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書13ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和2年の1月31日付の公告でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧をいただきまして、田んぼが19万1,465㎡、畑が5,480㎡、合計が19万6,945㎡で、貸手が61、借手が38でございます。

2番3番の表につきましてはお目通しをいただきまして、14ページから21ページに個別の詳細が載っておりますので御確認ください。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

それぞれの詳細については各自確認をしてください。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

8 番 (村上 英登君)

この利用権設定の案件は、今日どうしてこんなに多く出てきたんですか。多分、去年のうちあたりに利用権設定っていうのが一般的だったような気がしたんですけど。

主 査 (井上 幸代君)

今回は、切り替えをされて、まだ期間はあったんですけど、ここで1回解約をして、円滑化のうちに少し長めに設定されるという方も多くおられるので、それで1月、また2月のほうでも議案が多くなるかと思えます。

8 番 (村上 英登君)

そういうことなんですね。解約をして、利用権、中間管理機構じゃなくてつ

ていうのは4月からになるものでなんですね。

会 長 (堺澤 豊君)

中間管理事業じゃなくて、今までの円滑化の賃借を1回解約をして3月までに再契約をすると10年取れますんで、そういう手法をとっている案件もあるかと思えます。いいですか。

8 番 (村上 英登君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第5号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用集積計画の策定について(賃借)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第6号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)

それでは議案書22ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和2年の1月31日でございます。

期間の終期でございますが、契約期間は10年で、田んぼが2万8,661㎡、合計も2万8,661㎡でございます。

貸手が4で、借手が農業開発公社のため1となります。

23ページが利用権設定をする各筆の明細となっております。4名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で14筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上につきまして御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、24ページにあります利用配分

計画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でございますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんで特別補足説明があれば出してください。——よろしいですか。それでは、これより質疑、意見に入ります。質問、御意見ございませんか。

2 3 番 (大沼 昌弘君)

まず、■■■■の土地でございますけれども、先だっても審査会をやってもめておったんだけど、非常に小作料を■■■■の標準小作料よりもどえらい低く設定されております。これは、ちょっと問題が起きやすいんじゃないかなっていうふうに思っておるんだけど、どうなんでしょうか。

主 査 (井上 幸代君)

ちょっとほかと比べて確認してみます。中間管理機構を通ってきているので、また、そんなところも併せて聞いてみます。

2 3 番 (大沼 昌弘君)

そういったところは分かっていますが、要するに、営農組合が設定をして、それ以下になってきた理由を、説明が問われるわけだから。

主 査 (井上 幸代君)

じゃあ、次回までにそこを聞いて、改めて報告します。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

2 2 番 (北原 実君)

ちょっと1点お伺いしたいんですけども、中間管理機構の賃貸で、今ここにおられる方がお借りされているんですけども、ちょっと借りている人の要件とか、その辺のところをどういうふうに考えていいのかっていう点なんですけれども、2番目の■■■■さんって、81歳の方が10年11か月の契約を結ばれたってことですよね。すなわち令和2年から令和12年の12月までの期間を農業開発公社から借りると。この10年っていうのは……

主 査 (井上 幸代君)

これは、設定する人っていうのが出し手さんで、後ろのページが受け手の人となるので、■■■■さんが……。

2 2 番 (北原 実君)

ああ、すみません。失礼しました。貸したほうね。借りるほうは……

会 長 (堺澤 豊君)

借りるほうじゃないら。

2 2 番 (北原 実君)

特に年齢はないんですか。借りるほうの要件のときには、そういう年齢的な何かっていうのは考慮、条件があるんでしょうか。

主 査 (井上 幸代君)
年齢等は、中間管理機構であると思うんですけど、また、これも聞いておきます、どこまでっていうものを。

22番 (北原 実君)
わかりました。具体的な事例の中で既に認定農業者で80歳を過ぎている方がおられるものですから、地元の中でも。そういう人たちの対処方法をどういうふうにしたらいいかって、ちょっと相談を受けたりしているんで、私もどうやっていいか分からないんで……。

主 査 (井上 幸代君)
認定農業者さんの後継者の方とか、そういったことを見ていくのかなあと思うので、聞いてみます。

会 長 (堺澤 豊君)
貸すほうが高齢だということで、80歳80何歳っていう。だから、10年もすると、もしかすると亡くなっちゃうかもしれない可能性もあるから、それは相続の中で処理ができる。
よろしいですか。

22番 (北原 実君)
はい。いいです。

会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第6号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第6号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。
次に、
議案第7号 農用地利用集積計画の策定について(売買)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)
それでは、農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案

とさせていただきます。

なお、1月10日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。

それでは、農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和2年の1月31日付で、田んぼが4,729㎡、合計も4,729㎡でございます。

売手が1で買手が1でございます。

26ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

■■■■の■■■■さんが長野県農業開発公社に売るというものでございます。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、それぞれ令和2年の2月20日ということで、対価につきましては■■■■円でございます。

取得後の利用目的につきましては、水田の予定でございます。

売買対象地につきましては、27ページの議案第7号で表示した場所になりますが、下平区の■■■■の南ということでございます。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

ここで農地あっせん審査会の土屋会長から補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)

ただいま御説明があったとおり、1月10日の日にあっせん委員会を開催しまして、現地を確認しまして、契約もこのとおり2月20日に処理するという段取りになっております。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員の補足説明をお願いします。

23番 (大沼 昌弘君)

この方については、何ていうか親戚でありまして、そして、その方が■■■■をやっている、いよいよ経営が悪化して、そして、そのしこりが残っちゃったということで、幾らでもいいから買ってほしいという、そういうことであつたかと思えます。それで、そういうことならやむを得ないんじゃないかということで、審査会においては同意をしますということにしてあります。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第7号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

次に、

議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長

(大野 秀悟君)

それでは議案書28ページをお開きください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について御説明し、御提案とさせていただきます。

こちらにつきましては、先月の協議会において内容を御審議いただきました。そのものについて、今回、総会で御協議いただきたいというものでございますので、よろしくお願いします。

なお、別紙のものについては「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」ということでA4の紙で別にあります内容になりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

会 長

(堺澤 豊君)

申合せ決議文の朗読をしてください。

次 長

(大野 秀悟君)

それでは、こちらを読みますので、よろしく申し上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

- 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事

の公平さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月23日
駒ヶ根市農業委員会

以上でございます。

会 長 (堺澤 豊君)

これについて質問、御意見あればお出しいただきたいと思います。——どうでしょうか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

2番に「研修等を実施する」とありますが、研修等とはどういうものをいうのか教えてください。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、質問の意味は分かったかね。

次 長 (大野 秀悟君)

研修の内容ということですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

例えば、どういう内容のことでしょうか。

次 長 (大野 秀悟君)

農業会議からの話でございますと、映像等も用意を今後していくということで、それを見ていただく等の方法で研修を実施していただきたいということです。研修の材料、教材みたいなものが来た段階で、また改めて研修という形で実施させていただければと思います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

氣賀澤委員、よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

はい。

7番 (齊藤 庄一君)

ちょっと俺も勉強不足であれなんですけど、1項目の1番の「農業委員会法第31条の議事参与の制限、」と、それから「33条の議事録の公表を適切に実施して、」って書いてあるんですけど、31条の議事参与の制限って、これはどういうことだね。かいつまんで説明してもらいたいんですけど、分かりやすく。

次 長 (大野 秀悟君)

こちらは、委員の皆さんの身内の方や御本人の方が議案の内容に関わっている場合は、その審議から外れていただくということです。

- 7 番 (齊藤 庄一君)
いつも外へ出てもらうっていう形の、そういうことね。
- 次 長 (大野 秀悟君)
そういうことが載っているのが第 31 条ということになります。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
それで、次の 33 条の議事録の公表っていうのは、これはあれかね、今まで
は、やっていなかったっていうことかね。
- 次 長 (大野 秀悟君)
こちらは、やっております。一応録音を取っております、それをテープ起
こししております、内容については毎月ホームページに公開しております。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
やっているわけだね。
- 次 長 (大野 秀悟君)
そうです。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
はい。わかりました。
- 会 長 (堺澤 豊君)
齊藤委員、よろしいですか。
- 7 番 (齊藤 庄一君)
はい。
- 会 長 (堺澤 豊君)
ほかに。
特に、この案件については、昨年それぞれ 6 件ほど不正があつて元農業委員
が逮捕されたとか、そういう案件があつたんで、特に農水、それから全国農業
会議、それから相当言われてきているんで、それぞれの各委員会でもってきち
んと対応してくださいと。言ってみりゃあ、変な話、御歳暮だとか御年賀だど
か、たまに持ってくる時だつてあるじゃん。それだつて、やっぱりそれは気
をつけなきゃいけないっていうことあるかなあつていうふうには思いま
す。ましてや個人情報、職務上知り得た個人情報については、やっぱり他言、
例えばうちの家族であつても他言してはならないっていうことになっている
んで、そういうことが漏れていくと、いや何だ、あの委員はべらべらべらべら、
あっちこっちへ行ってべらべらしゃべっているじゃないかっていうような話
が出てきちゃまずいということですので、そこら辺は、やっぱりきちんと法令
にのっとつてやっていただくようお願いしたいと思います。
- よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 8 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
次に、報告事項 農地法第 2 条第 1 項の規定による「農地」に該当するか否かの判断について（令和元年度変更分）を事務局より説明願います。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら、議案書 29 ページをお開きください。
農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について（令和元年度変更分）について御報告させていただきます。
令和元年 11 月 25 日の総会におきまして農地に該当するか否かの判断について御承認いただきました農地につきまして、非農地判定土地一覧確認書を農業委員の皆さまに各農地の所有者へ配付していただきましたところ、表の 2 筆の所有者より農地である、または保全管理しており今後農地として利用する見込みがあるとの回答がありましたので、御報告をさせていただきます。
まず 1 件目の地番、中沢■■■■■■でございしますが、年 2 回～3 回程度草刈りを行うなどの管理をしており、6 月以降には農地を耕し山菜を植栽する予定であるとの回答がございました。
2 件目の地番、中沢■■■■■■でございしますが、こちらの農地につきましてもノブキを既に植えて利用しているとのことでした。
以上 2 筆につきましては、今後も農地として管理するものになりますので、御報告させていただきます。
以上です。

会 長 (堺澤 豊君)
本件については報告事項ですんで、御承知おきをいただきたい。一応、昨年農地でないという判断をしたんですが、御本人から農地として取り扱うということですので、御承知おきいただきたいと思います。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了いたしました。これにて令和 2 年第 1 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。
午後 4 時 3 0 分 閉会